

Actus Newsletter



平成 29 年度 税制改正(速報)

12 月 8 日に自民党から「平成 29 年度税制改正大綱」が公表されました。今回の税制改正の最大の焦点は個人課税の配偶者控除の動向でした。結果的に夫婦控除の成立は見送られましたが、配偶者控除が適用できる配偶者の年収が引上げられました。法人課税においては減税項目が主となりますが、大企業同等クラスの所得金額を計上する中小法人は優遇措置を認めない改正も行われます。改正大綱における主要論点のポイントを解説します。

(↑ 増税 ↓ 減税)

■ 法人課税

法人課税では、所得拡大促進税制、研究開発税制などの減税項目の強化が図られます。これらの規定は、中小企業に対しても減税措置となりますが、租税特別措置が受けられる中小企業の要件については、資本金だけでなく、所得金額の基準も導入されることになりました。

項目	内容	適用期日等
所得拡大促進税制 【控除額の拡大】 	○適用要件の一部厳格化 中小企業者等以外の法人については、適用要件の1つである「平均給与等支給額の要件」が厳しくなる (要件) 平均給与等支給額が前年度比2%以上増えていること (その年度の平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額$\times$102%) ○税額控除額の拡大 賃上げ率が2%以上の企業は税額控除額の上乗せが措置される ①中小企業者等以外の法人の税額控除額 平均給与等支給額が前年度比2%以上増加する場合、 現行 雇用者給与等支給増加額$\times$ 10% + 上乗せ (雇用者給与等支給額-比較 雇用者給与等支給額) $\times$2% ②中小企業者等 平均給与等支給額が前年度比2%以上増加する場合、 現行 雇用者給与等支給増加額$\times$ 10% + 上乗せ (雇用者給与等支給額-比較 雇用者給与等支給額) $\times$12% 現行：基準年度を越える 部分$\times$10%  改正：前年度を超える部分 $\times$2% (12%) の上乗せ 基準雇用者給与等支給額 比較雇用者給与等支給額 雇用者給与等支給額 基準年度 (H24年度) 前年度 (H28年度) 適用年度 (H29年度)	大綱では適用期日等の具体的な明記なし

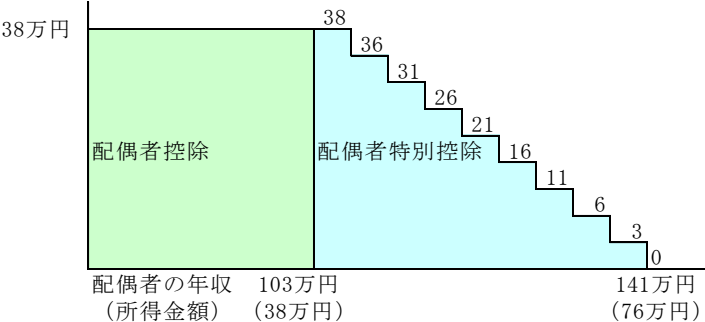
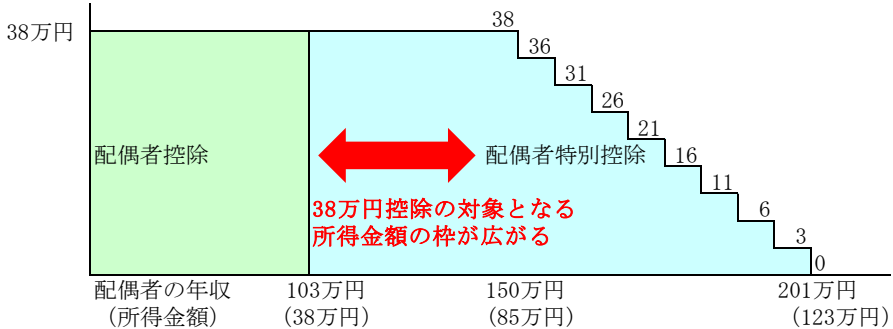
研究開発税制 【延長・拡充】 ↓	○試験研究費の範囲について、「対価を得て提供する新たな役務（新サービス）の開発に係る研究開発のために要する一定の費用を加える ○税額控除率の仕組みの変更 【現行制度】 上乗せ（時限措置） 【増加型】 試験研究費の増加額×5～30% 選択 【高水準型】 平均売上高の10%を超える試験研究費の額×控除率（試験研究費割合－10%×0.2） 法人税額×10%限度 + 本体（恒久措置） 【総額型】 試験研究費の総額×8～10%（※） （※中小企業等は一律12%） 【オープンイノベーション型】 特別試験研究費の額×20%又は30% 法人税額×25%限度 法人税額×5%限度 ↓ 【改正内容】 上乗せ（時限措置） 【増加型】 試験研究費の増加額×5～30% ①増加型は廃止 【高水準型】 平均売上高の10%を超える試験研究費の額×控除率（試験研究費割合－10%×0.2） ②2年延長 法人税額×10%限度 + 本体（恒久措置） 【総額型】 試験研究費の総額×6～14%（※） （※中小企業等は12～17%） 【オープンイノベーション型】 特別試験研究費の額×20%又は30% 法人税額×25～35%限度 法人税額×5%限度 ①増加型の廃止 ②高水準型を2年延長 ③総額型の税額控除率を拡充 ④総額型の限度割合が法人税額の最大35%まで拡充（※1,2） ※1. 試験研究費の額が平均売上高の10%を超える場合に限る ※2. 高水準型との選択適用となる ⑤オープンイノベーション型試験研究費の税額控除については手続きの見直し	平成29年4月1日以後に開始する事業年度から
中小企業者等の見直し ↑	○法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、中小企業者等に該当していても、<u>過去3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える</u>事業年度においては、適用を停止する	平成31年4月1日以後に開始する事業年度から

中小企業者等の 見直し 	<table><tr><th>適用が停止となる優遇措置 (租税特別措置法の規定)</th><th>引続き適用できる優遇措置 (法人税法の規定)</th></tr><tr><td>法人税の軽減税率の特例（15％）</td><td>法人税の軽減税率の本則（19％）</td></tr><tr><td>交際費等の損金不算入における 定額控除限度額（800万円）</td><td>欠損金の100％繰越控除</td></tr><tr><td>少額減価償却資産の取得価額の特例 （取得価額30万円未満の固定資産）</td><td>貸倒引当金の損金算入制度</td></tr><tr><td>中小企業投資促進税制</td><td>留保金課税の適用除外</td></tr><tr><td>所得拡大促進税制、研究開発税制 （税額控除限度額が引下げ）</td><td>欠損金の繰戻還付制度</td></tr></table>	適用が停止となる優遇措置 (租税特別措置法の規定)	引続き適用できる優遇措置 (法人税法の規定)	法人税の軽減税率の特例（15％）	法人税の軽減税率の本則（19％）	交際費等の損金不算入における 定額控除限度額（800万円）	欠損金の100％繰越控除	少額減価償却資産の取得価額の特例 （取得価額30万円未満の固定資産）	貸倒引当金の損金算入制度	中小企業投資促進税制	留保金課税の適用除外	所得拡大促進税制、研究開発税制 （税額控除限度額が引下げ）	欠損金の繰戻還付制度	
適用が停止となる優遇措置 (租税特別措置法の規定)	引続き適用できる優遇措置 (法人税法の規定)													
法人税の軽減税率の特例（15％）	法人税の軽減税率の本則（19％）													
交際費等の損金不算入における 定額控除限度額（800万円）	欠損金の100％繰越控除													
少額減価償却資産の取得価額の特例 （取得価額30万円未満の固定資産）	貸倒引当金の損金算入制度													
中小企業投資促進税制	留保金課税の適用除外													
所得拡大促進税制、研究開発税制 （税額控除限度額が引下げ）	欠損金の繰戻還付制度													
中小企業向け投資促進税制 【改組】 	○ 中小企業経営強化法に基づく固定資産税減税措置について、<u>地域・業種が限定</u>されたうえ、対象資産に<u>建物附属設備、測定工具・検査工具、器具備品</u>のうち一定のものが追加される ○ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）の規定を独立させ、中小企業等経営力強化法に基づく「<u>中小企業経営強化税制</u>」が創設される ○ 中小企業投資促進税制から<u>器具備品が対象外</u>とされた上、<u>2年延長</u>される ○ 商業・サービス業活性化税制が<u>2年延長</u>される 現行制度 経営強化法認定 【固定資産税】 生産性が年平均1％以上向上 【上乗せ措置】 先端設備（A類型） 生産性が年平均1％以上向上 生産ライン等の改善に資する設備（B類型） 投資利益率5％以上のパッケージ投資 【通常措置】 機械装置：160万以上 ソフトウェア：複数合計70万以上 機械装置 ソフトウェア等 ※資本金3000万円以下の法人に適用 改正概要 経営強化法認定 【固定資産税】 生産性が年平均1％以上向上 【中小企業経営強化税制】 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1％以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5％以上のパッケージ投資 中小企業投資促進税制 商業・サービス業活性化税制 器具備品 建物附属設備等 ※資本金3000万円以下の法人に適用 半分に減免（3年間） 税額控除7もしくは10％※ 30％特償（即時償却） 30％特償（即時償却） 30％特償（即時償却） 拡充 改組・新設 延長 出典：平成 28 年 12 月 平成 29 年度 経済産業関係 税制改正について（経済産業省）	平成 29 年 4 月 1 日以後に取得をする資産より												
組織再編税制の 見直し 	○ 特定事業を切り出して独立会社を新設する（スピンオフ）再編において課税の繰延となる措置を講じる ○ 会社の株主を大株主のみとするために少数株主を排除する（スクイーズアウト）再編において課税の繰延となる措置を講じる	平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成より												
納税環境整備	○ 確定申告書の提出期限の延長 次のいずれの条件も満たす法人は、法人税確定申告書の提出期限を事業年度終了の日から <u>4ヶ月以内に延長</u>することが認められる 【延長対象となる法人】 1. 会計監査人を置いている法人 2. 定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人 ※法人事業税については、1. 2. の条件を満たせば、提出期限について事業年度終了の日から <u>6ヶ月以内に延長</u>することも認められる	大綱では適用期日等の具体的な明記なし												

納税環境整備	○法人税届出書の手続きの簡素化 法人の設立届出書等について、 <u>登記事項証明書の添付を不要とする</u> 納税地に異動があった場合に提出する異動届出書について、 <u>異動後の所轄税務署長への届出が不要になる</u>	
主要規定の延長措置	○中小企業者等に係る軽減税率 15%（本則：19%）の特例の適用期限を2年延長	平成 31 年 3 月 31 日まで延長

■ 個人所得課税

今回の改正において、現行制度を維持しつつ、配偶者の年収要件を緩和させる配偶者控除の見直しが行われます。夫婦控除の創設など新たな所得控除の枠組みは時期尚早として見送られました。

項目	内容	適用期日等																								
配偶者控除、配偶者特別控除の見直し 	○納税者本人の給与収入に応じて配偶者控除の適用が段階的に縮小 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">納税者の給与年収</th><th colspan="2">配偶者控除額（※）</th></tr><tr><th>超</th><th>以下</th><th>70歳未満</th><th>70歳以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>—</td><td>1,120万円</td><td>38万円</td><td>48万円</td></tr><tr><td>1,120万円</td><td>1,170万円</td><td>26万円</td><td>32万円</td></tr><tr><td>1,170万円</td><td>1,220万円</td><td>13万円</td><td>16万円</td></tr><tr><td>1,220万円</td><td>—</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table> ※配偶者の年齢が70歳以上の場合、老人控除対象配偶者として控除額は上乗せされている ○配偶者控除の対象となる配偶者の年収上限が103万円から150万円に引き上げられる （例）納税者の給与収入1,120万円以下（所得900万円以下）の場合の控除額 【現行制度】  【改正内容】 	納税者の給与年収		配偶者控除額（※）		超	以下	70歳未満	70歳以上	—	1,120万円	38万円	48万円	1,120万円	1,170万円	26万円	32万円	1,170万円	1,220万円	13万円	16万円	1,220万円	—	0	0	平成30年分以後の所得税において
	納税者の給与年収		配偶者控除額（※）																							
超	以下	70歳未満	70歳以上																							
—	1,120万円	38万円	48万円																							
1,120万円	1,170万円	26万円	32万円																							
1,170万円	1,220万円	13万円	16万円																							
1,220万円	—	0	0																							

NISA 【拡充】 	○積立 NISA の創設 非課税累積投資契約に係る非課税措置が創設され、「公募等株式投資信託」における配当および譲渡益は <u>20 年間非課税</u> となる ※ 非課税年間投資上限 40 万円 ※ 投資可能期間 平成 30 年～平成 49 年 ※ 現行の NISA 制度との選択適用となる	平成 30 年か ら
納税環境整備	○所得税届出書の手続きの簡素化 「納税地の変更に関する届出書」、「納税地の異動に関する届出書」、「個人事業の開業・廃業等届出書」、「給与支払事務所等の移転届出書」について、 <u>異動後の所轄税務署長への届出が不要</u> になる ○医療費控除の添付書類の見直し 医療費控除の適用を受ける場合において、確定申告書に添付する書類が変更 【現行制度】 医療費の領収書、医薬品購入費の領収書  【改正内容】 医療費の <u>明細書</u> 、医薬品購入費の <u>明細書</u>	大綱では適用期日等の具体的な明記なし 平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合

■ 資産課税

資産課税においては、財産評価についての改正が主に行われます。相続・贈与時における取引相場のない株式の評価方法の変更は、実務的に重要な改正といえます。

項目	内容	適用期日等
タワーマンションの固定資産税・不動産取得税の見直し 	○居住用超高層建築物（高さ 60m 超の建築物）の固定資産税・都市計画税について高階層になるほど評価額が高くなる 【現行制度】 単純な床面積按分  【改正内容】 <u>階層別補正</u> を加えた床面積で按分 ※ 1 階を 100 とし、1 つ階が上がることに 10/39（約 0.256）を加える補正を行う ※ 不動産取得税についても同様に評価額を計算する （注意）タワーマンション節税として話題にあがる相続税の財産評価としての改正は、大綱に明示されていない	平成 30 年度から新たに課税される居住用超高層建築物について適用 ※平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含む建築物は対象外となる
取引相場のない株式（非上場株式）の評価方法の見直し 	○類似業種比準方式の計算方法を見直し ①類似業種の上場会社の株価について、現行制度に「 <u>課税時期の属する月以前 2 年間平均</u> 」を追加する ②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、 <u>連結決算を反映</u> させたものとする ③配当金額、利益金額、純資産価額の比重を <u>1:1:1（現行 1:3:1）に変更</u> する ○評価会社の規模区分の判定において、金額等の基準を見直し、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大させる	平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産評価より適用

土地・株式の財産 評価方法の見直し 	○広大地の財産評価の見直し ①各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に変更 （現行制度では、面積にのみ基づいている） ②適用要件を見直す ○株式保有特定会社の判定基準に「新株予約権付社債」を追加する	平成 30 年 1 月 1 日以後 の相続等により取得した財産評価より適用
納税義務者の範囲の見直し 	○国外財産の相続・贈与の租税回避防止のための見直し ①国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる居住要件を「5 年超」から「10 年超」に見直す ②日本の住所・国籍を有しない者が、過去 10 年以内に国内に住所を有していた者（短期滞在の外国人を除く）から相続等により取得した国外財産は課税対象に加える ※贈与税の納税義務についても同様となる	平成 29 年 4 月 1 日以後 の相続等により取得する財産に係る相続・贈与税から適用

■ 消費税

項目	内容	適用期日等
仮想通貨に係る課税関係の見直し	○仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする ※仮想通貨 ビットコイン（Bitcoin）に代表される不特定多数間での物品購入・サービス提供の決済・売買・交換に利用できる「財産的価値」で、情報処理システムによって移転可能なもの。 ※電子マネー その地域で使われている通貨を使って電子的に決済を行うために存在しているもの。日本であれば円での支払いをより便利にするために、電子的に決済を実現しているが、実態としては円という通貨をやりとりしていることになる	平成 29 年 7 月 1 日以後 に行われる資産の譲渡等より

■ 国際課税

項目	内容	適用期日等
外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）の見直し	○外国子会社の実体に即した課税が行えるように適用基準の見直し 【現行制度における合算課税の対象外となる判定基準】 ①外国子会社の税負担水準が 20%以上 ②外国子会社としての実体を判断する適用除外基準を満たす ⇒ 合算課税は対象外となる 【現行制度の問題点】 ①税負担水準が 20%以上であれば、経済実体を伴わないペーパーカンパニーの所得であっても合算されない ②税負担水準が 20%未満において実体ある事業から得た所得であっても合算されてしまう場合がある	外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より

外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)の見直し	外国子会社の租税負担率 トリガー税率 20% 実体ある事業からの所得も一部合算されてしまう部分 (Over Inclusion) 合算対象所得 能動的所得 受動的所得 現行制度のイメージ 実体を伴わない所得であっても合算されない部分 (Under Inclusion) 出典：説明資料[国際課税③] 平成 28 年 10 月 25 日財務省 【改正趣旨】 租税回避のリスクを外国子会社の所得の内容により判断するアプローチに変更する。具体的には、「実体があれば合算せず、ペーパーカンパニーのような実体が無い所得であれば合算する」方向性を目指す 【改正内容】 外国子会社合算税制を総合的に見直す ① トリガー税率を廃止したうえ、合算対象とされる外国法人の判定方法を見直す ② 「経済活動基準」を満たさない外国関係会社を合算課税の対象とする ③ 一定の受動的所得についても合算課税の対象とする ④ ペーパーカンパニーのような特定の外国関係会社は会社単位の合算課税制度の対象とする ⑤ 各合算課税において適用免除基準を設ける	
----------------------------------	---	--

■ その他

項目	内容	適用期日等
国税犯則調査手続きの見直し	○国税犯則取締法に基づき、国税査察官が行う脱税の調査において次の改正が行われる ①脱税の証拠となる電子ファイル・電子メールがクラウドやプロバイダーサーバーに保管されている場合、<u>サーバ上のデータも差押ができるようになる</u> (現行制度：サーバ上のデータは差押許可状の対象外) ②<u>強制調査の夜間（日没から翌日の日の出まで）執行を行うことができるようになる</u> (現行制度：日没をすぎると執行できず、夜間に嫌疑者が来て何かを持ち出そうとしても止める権限がない)	平成 30 年 4 月 1 日より



ア ク タ ス 税 理 士 法 人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】<http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683